

## 京都市動物園広報業務委託仕様書

京都市動物園広報業務委託（以下「本業務」という。）について、以下のとおり定める。

## 1 総則

- (1) 本業務については、効果的な広報業務を実施することで、京都市動物園の魅力をより多くの方に知っていただくとともに、その運営や取組についても関心を持っていただくことを目的とする。
- (2) 本業務の受託人（以下「受託者」という。）は、京都市動物園が、明治36年4月に市民有志からの寄附金を基に、全国で2番目に開園した歴史ある動物園であり、京都市の芸術文化観光振興施策上及び市政運営上、重要な施設であることを十分理解したうえで業務を実施すること。
- (3) 受託者は、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守のうえ、本仕様書に基づき誠実かつ完全に遂行すること。

## 2 対象施設

所在地 京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内  
名称 京都市動物園（以下「委託者」という。）

## 3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 4 委託内容

## (1) 実施計画

本業務の実施に当たっては、以下の業務内容に基づいた実施計画を策定し、事前に委託者の承認を得ること。

なお、新聞広告等を実施する際、他の企業と合同での広告を掲載することは構わないが、事前に委託者の承認を得ること。

## ア 京都市動物園の施設やイベント紹介に関する広報

年間を通じて動物園の施設やイベント等をPRすること。

SDGs（※ 持続可能な開発目標）の達成に向けた取組を広くPRすること。  
複数の広報媒体を組み合わせることで、効果的な広報を実施すること。

広報を実施する際に必要となるデザイン料及び印刷費用や掲出料等については、別途定めがある場合を除き、受託者の負担とする。

## イ 京都市動物園の運営に関する広報

京都市動物園サポーター制度（京都市動物園Zoo〜っとサポーター）をPRし、同制度の利用促進に努めること。

なお、同制度により委託者が認定したサポーターが、任意で受託者と契約を締結し、認定内容に際して必要なデザインや広告物等を制作することは差し支えないが、紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任において解決することとし、委託者は一切の責任を負わない。

#### ウ 企業・団体向け広報

企業・団体等に対し、京都市動物園サポーター制度や団体入園・年間入園券の販売促進のための広報を実施すること。

#### エ 交通広告

京都市交通局の地下鉄やバスに掲出する交通広告のデザイン及び広告物の印刷を実施すること。

本業務では、当初予定分として市バス・地下鉄中吊り（烏丸線・東西線セット）のB3（横）広告1,400枚及び地下鉄構内のB2（縦）ポスター50枚掲示を各6回実施する予定であり、これらのデザイン費用（最大12デザイン）及び広告物の印刷費用については、本業務に含むものとする。

ただし、広告掲出料については、委託者が京都市交通局に対して直接申込みを行うため、本業務の費用に含まない。

#### オ ホームページ、ソーシャルメディアを活用した広報

委託者が運用しているホームページ及びソーシャルメディア（Facebook, Twitter, instagram, youtube）を活用した広報を実施すること。

また、必要に応じて、受託者が情報発信を実施することとし、特に instagram については、受託者が主体的に週1回以上の情報発信を実施すること。

なお、委託者はホームページ（<http://www5.city.kyoto.jp/zoo/>）を開設し、施設やイベント等の情報を提供しているほか、youtube による動画投稿を実施しているため、これらの情報を活用した広報を実施すること。

#### カ 外国人向け広報

外国人在住者及び観光客向けの広報を実施すること。

なお、委託者はホームページ及び園内マップの多言語化を実施しており、現在、英語・中国語（簡体字）・ハングル版を提供している。外国人に向けた広報を実施するに当たっては、これらの情報を積極的に活用すること。

### (2) 広告デザイン・ビデオ等の広報物の企画・制作

本業務の実施に当たり、広告デザインや動画制作等が必要となった場合、本業務の範囲において企画・制作すること。

広報物の作成に当たっては、広告効果が期待できる親しみやすいデザインであるとともに、JIS X8341-3 に準拠したコントラスト等により、見やすいデザインに努めること。

デザインの作成に当たっては、動物に服を着せたり、道具を使わせるといった過度な擬人化は行わないこと。

### (3) その他1

本園では、園内の選挙で第1位となった動物を特任園長として任命し、本園の魅力やイベント等の情報発信に活用している。

本業務においても、特任園長（平成31年2月5日～3月10日の園内の選挙で決定予定）を題材に、現在設置している顔出し看板の土台を活用した顔出し看板（1枚）の作成及び、広報業務を実施すること。

候補動物（5種）：ミニブタ、ツキノワグマ、アナグマ、ケープハイラックス、アジアゾウ

※これまでの特任園長

- ・平成29年度（29年5月～30年4月）：レッサーパンダ（ジャスミン）
- ・平成30年度（30年4月～31年3月予定）：アムールトラ（オク）

(4) その他2

本園で飼育する動物のフォトパネル（2m×2m程度）を4枚（春夏秋冬各1枚）作成すること。

5 その他

- (1) 当該契約における委託料の支払いについては、業務委託料を1期（4月～6月）、2（7月～9月）、3期（10月～12月）、4期（1月～3月）に分割し、各期の履行確認をしたうえで、委託者が受託者からの適法な請求書の提出を受け、支払うこととする。

提案金額の算出に当たっては、各期の消費税抜きの金額がなるべく均等になるように調整し、それぞれの金額に、第1・2期においては消費税8%を、第3・4期においては消費税10%を足した金額の合計とすること。見積書には、別紙として、各期の金額を記載した「分割払い内訳書（様式自由、見積書と同一の押印）」を提出すること。

なお、各期の消費税抜きの金額が均等でなく、かつ、端数が出る場合は、第4期時に調整して支払うものとする。

- (2) 本業務終了時に他の業者への引継ぎがある場合は、誠実に対応すること。
- (3) この仕様書に定めのないことについては、委託者及び受託者双方による協議のうえ決定するものとする。

※ SDGsとはSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で2015年に国連本部で日本を含む193の加盟国の合意の下採択された「世界を変革するための17の目標」のこと。